

資料4－1 土壤汚染対策法の特定有害物質及び指定基準

特定有害物質		地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準
第1種 揮発性 特定 有機 有害 物質	四塩化炭素	検液10につき0.002mg以下であること	-
	1,2-ジクロロエタン	検液10につき0.004mg以下であること	-
	1,1-ジクロロエチレン	検液10につき0.02mg以下であること	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	検液10につき0.04mg以下であること	-
	1,3-ジクロロプロペン	検液10につき0.002mg以下であること	-
	ジクロロメタン	検液10につき0.02mg以下であること	-
	テトラクロロエチレン	検液10につき0.01mg以下であること	-
	1,1,1-トリクロロエタン	検液10につき1mg以下であること	-
	1,1,2-トリクロロエタン	検液10につき0.006mg以下であること	-
	トリクロロエチレン	検液10につき0.03mg以下であること	-
第2種 重金属等 特定 有害 物質	ベンゼン	検液10につき0.01mg以下であること	-
	カドミウム及びその化合物	検液10につき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき150mg以下であること
	六価クロム化合物	検液10につき0.05mg以下であること	土壤1kgにつき250mg以下であること
	シアノ化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアノとして土壤1kgにつき50mg以下であること
	水銀及びその化合物	検液10につき0.0005mg以下であること	土壤1kgにつき15mg以下であること
	うちアルキル水銀	検液中に検出されないこと	-
	セレン及びその化合物	検液10につき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき150mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液10につき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき150mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液10につき0.01mg以下であること	土壤1kgにつき150mg以下であること
	ふつ素及びその化合物	検液10につき0.8mg以下であること	土壤1kgにつき4,000mg以下であること
第3種 農薬等 特定 有害 物質	ほう素及びその化合物	検液10につき1mg以下であること	土壤1kgにつき4,000mg以下であること
	シマジン	検液10につき0.003mg以下であること	-
	チウラム	検液10につき0.006mg以下であること	-
	チオベンカルブ	検液10につき0.02mg以下であること	-
	PCB	検液中に検出されないこと	-
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと	-

資料4-2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1ℓにつき0.01mg以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液 1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液 1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	検液 1ℓにつき0.01mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあっては、農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液 1ℓにつき0.0005mg以下	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125mg未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液 1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液 1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.04mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.03mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液 1ℓにつき0.006mg以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	検液 1ℓにつき0.003mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1ℓにつき0.02mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液 1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液 1ℓにつき0.8mg以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c（注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1ℓにつき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料4-3 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の水質基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
有機燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2に定める方法
砒素	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1ℓにつき0.0005mg以下	環境基準告示付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、1ℓにつき1mg以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シスー1, 2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.04mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.03mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1ℓにつき0.006mg以下	環境基準告示付表4に掲げる方法
シマジン	1ℓにつき0.003mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1ℓにつき0.02mg以下	環境基準告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	1ℓにつき0.8mg以下	規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c(注 ⁽⁶⁾ 第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	1ℓにつき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオノン、メチルパラチオノン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

2 この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。